

後期高齢者医療制度における健康診査事業の補助金返還について

75歳以上の後期高齢者（一定の障害がある場合は65歳以上）を対象として実施している健康診査事業のうち、詳細な項目部分の検査（以下「詳細検査」）について、平成28年度及び平成29年度における区の補助金申請内容に誤りがあることが判明しました。

1 後期高齢者医療制度における健康診査事業の概要

健康診査は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）が実施する保健事業の一つです。区は広域連合から委託を受け、基本項目の検査（診察、血液検査、尿検査）を実施しています。

さらに、基本項目の検査に合わせて、区では一定の基準に基づいて医師が個別に必要と判断した場合、詳細検査（貧血検査、心電図検査、眼底検査）も実施しており、詳細検査のうち、国の示す基準を満たすものについては特別調整交付金に基づく補助事業の対象となり、広域連合から補助金が支給されます。

2 誤りの内容

- (1) 平成28年度に補助金対象者数の算定に用いるシステムを変更した際、抽出要件の設定を誤ったことで、平成28年度以降、補助金交付対象外の者を含めた件数を申請し、補助金の交付を受けていたことが判明しました。
- (2) 平成28年度及び平成29年度における詳細検査実施分のうち、国の交付基準に該当しないものに係る補助金が返還対象となり、その合計は、2年間で延べ約9万件、総額約4,700万円になります。

3 今後の対応

当区における補助金誤受給の判明後、広域連合と協議のうえ返還金額の精査等を行ってきましたが、この度、返還金額の精査が終了し、年度内の返還に向けて手続きを進めていくこととなりました。

なお、返還額及び返還時期の確定については、今後、広域連合から正式な通知を受けてからとなります。

4 再発防止策

今後の同補助金申請にあたっては、補助金の交付要件の確認を徹底するとともに、システムからのデータ抽出に際しては、条件設定・抽出後集計作業等の各段階において複数の職員で確認するなど、適切な事務処理及びチェック体制の強化を徹底し、再発防止に努めていきます。